

鳥取市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第29号

鳥取市屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取市屋外広告物条例（平成24年鳥取市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのない」を「害すおそれのないものであって、かつ、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全な」に改める。

第5条に次の1項を加える。

5 前項の許可の更新を受けようとする者は、第12条の2第2項の点検の結果の記録を提出しなければならない。

第6条第5項中「第4項」を「第5項」に改める。

第10条中「第5条第1項」の次に「、第6条第4項又は第8条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出には、第12条の2第1項の点検の結果の記録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等にあつては、当該検査済証）を添えなければならない。

第12条中「設置する者又は」を「設置する者若しくは」に改め、「当該広告物等を

管理する者」の次に「又は広告物等の所有者若しくは占有者」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(点検義務)

第12条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは当該広告物等を管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等の表示又は設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは当該広告物等を管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるもののうち第6条第2項第1号から第4号まで及び同項第6号に該当するものについては、この限りでない。

第17条第1項中「第8条第1項」の次に「、第12条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。